入札公告の訂正

平成 22 年 11 月 24 日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　菊川　　滋

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

平成22年９月17日（号外政府調達第177号、11ページから12ページ）に掲載した入札公告中、３⑷入札書の受領期限の「平成22年11月16日16時00分」を「平成22年11月25日16時00分」に、３⑸開札の日時及び場所「平成22年11月17日10時00分　国土交通省関東地方整備局入札室」を「平成22年11月26日10時00分　国土交通省関東地方整備局入札室」に訂正します。

５　Summary ⑻Time-limit for tender: “16 : 00　16 November, 2010” is corrected to “16 : 00　25 November, 2010”

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年 11 月 24 日
支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長　北村　　匡

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発札幌第７号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　夕張シューパロダム　付替市道白銀橋上部第１工区工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　北海道夕張市

⑷　工事内容　形式：ニールセンローゼ桁、橋長：Ｌ＝174m、支間割（長）：Ｌ＝171.5m、鋼橋上部工　工場製作工：Ｗ　860ｔ、輸送工：１式、架設工：１式

⑸　工期　平成25年２月28日まで。

⑹　使用する主要な資機材　鋼材（耐候性鋼材等）：Ｗ　860ｔ、斜材ケーブル：Ｎ＝56本

⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）及び契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。ただし、契約締結後の施工方法等の提案については、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。

なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成７年度以降に、下記のアからエの要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、下記のア及びイの要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ア　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ　橋梁型式がアーチ系橋梁、斜張橋又は吊り橋の鋼橋であること。

ウ　最大支間長が120m以上であること。

エ　架設工法が、トラッククレーン工法（クローラクレーン含む）以外及びトラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）以外の工法であること。

ただし、上記アからエは同一工事であること。

⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。

なお、この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。技術提案による施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での架設期間に専任で配置できること。なお、現地での架設期間は平成24年４月１日から平成25年２月28日までを予定する。ただし、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。また、配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。

イ　平成７年度以降に、上記⑷本文に掲げる工事の架設工事の経験を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者については上記⑷本文に掲げる工事のア及びイの架設工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。